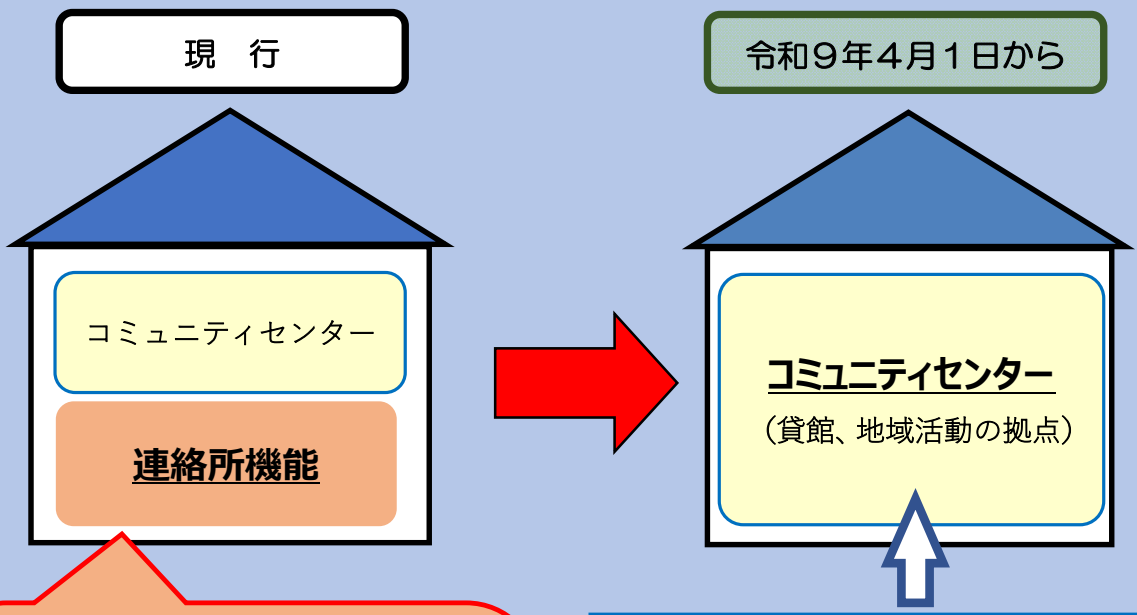
令和９年４月１日から

上海府地域コミュニティセンターの取扱い業務が変わります

上海府地域コミュニティセンターで取り扱っている諸証明書交付等の窓口業務については、取扱件数の減少が続いてきたことなどから、令和９年３月 31 日をもって終了となります。



３月 31 日で「終了」する業務
（連絡所機能）

〇印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
〇戸籍謄抄本、身分証明書の交付
〇住民票の交付
〇税務証明書の交付
〇市税等の収納

コミュニティセンターとして継続します

〇施設の貸館業務
〇地域コミュニティや地域活動の拠点施設
〇地域団体（区長会や交通安全協会等）、まちづくりに関する業務（主に町づくり推進委員会業務）
〇市に提出する書類等の預かりなど

裏面もご覧ください

終了する業務と代替方法

終了する業務	代替方法（令和９年４月１日～）
印鑑登録	・本庁又は各支所の窓口
印鑑登録証明書の交付 戸籍謄抄本、身分証明書の交付 住民票の交付 税務証明書の交付	・本庁又は各支所の窓口 ・マイナンバーカードを利用してコンビニで交付 ・電子申請による交付 ・郵便申請による交付（コミュニティセンターで利用支援を行います）
市税等の収納	・本庁又は各支所・金融機関の窓口、コンビニで納付（吉浦郵便局で納付できます（上下水道料金除く）） ・口座振替による納付（コミュニティセンターで手続きができます）

連絡所機能終了の経緯

市では、人口減少や社会状況の変化に対応するため、公共施設や行政事務のあり方について検討してきました。その中で上海府地域コミュニティセンターについては、連絡所機能を終了することとして調整を行ってきました。

上海府連絡所としては、住民票等の諸証明書の交付などの窓口業務を行っていますが、社会状況の変化などにより利用件数は年々減少しており、以上の経緯から令和９年３月３１日をもって上海府地域コミュニティセンターにおける連絡所機能は終了することとなりました。

なお、これまでどおりコミュニティセンター職員は常駐し職員体制は変わりません。

お問い合わせなどには可能な限りの対応と皆様のご支援をさせていただきます。

【問合せ先】

村上市 むらかみ暮らし推進課　自治振興室（直通 0254-75-8926）

TEL：《本庁》 0254-53-2111（内線 2700、2701）

《上海府地域コミュニティセンター》 0254-58-2001

Mail ：jichi-j@city.murakami.lg.jp

村上市 市民課　市民年金室（直通 0254-75-8930）

村上市 税務課　収納対策室（直通 0254-53-3361）